

# 令和 8 年度 団 体 育 成 事 業 補 助 対 象 経 費

公益財団法人高知県スポーツ協会

【補助対象経費】 諸謝金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、手数料、保険料

科 目	支出基準（補助対象経費限度額）	証 拠 書 類 の 整 備 ・ 注 意 事 項
諸 謝 金	県外講師：5万円以内 県内講師：1万円以内・・・大学教授等、ドクター ：5千円以内・・・公務員、栄養士、トレーナー 一般（運営委員、役員、審判員等）	① ただし書きは必ず記入すること。 ② <u>住所・氏名</u> は自筆とすること。 注) 謝金に伴う源泉徴収税 10.21%を含む。 平成25年1月1日から令和19年12月31日まで、復興特別所得税を併せた源泉所得税を徴収。
旅 費 交 通 費	(宿泊費) 12,500円以内(1泊2食)、 10,000円以内(素泊)素泊時の朝食1,000円夕食1,500円以内	宿泊先(ホテル、旅館)又は、旅行代理店の発行(パック料金等)する、宿泊日、人数、単価等が記載された領収書を添付する。
	(交通費) 実 費 注) バス借上料、有料道路の通行料、駐車料、自家用車：ガソリン代等 注) パック旅行代も可	交通費の領収書は、業者(会社)の発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細が記載された請求書を必ず添付する。 <u>ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする。※レシート可</u> <u>ただし、往復100km未満の場合は、往復距離(小数点切り捨て)の1km37円で計算すること。</u> 【例】片道10.8kmの場合 10.8km×2=21.6km(往復距離) 21km×37円=777円 ※別紙「交通費根拠書類」にご記入ください。 高速通行料金は、現金またはクレジットカードの領収書を添付する。また、ETC使用時は必ず利用証明書を添付すること。
通 信 運 搬 費	事業の連絡用切手代実費等	購入先の発行する領収書。単価・明細等を明記する。
消 耗 品 費	競技用品等 注) 金券等は対象外	購入先の発行する、購入物品、購入数が記載された領収書を添付する。また、領収書に明細がない場合は、明細の確認できる書類(レシート等)を添付すること。
印 刷 製 本 費	プログラム、ポスター、チラシ等	購入先の発行する、購入物品、購入数が記載された領収書を添付する。また、領収書に明細がない場合は、明細の確認できる書類(レシート等)を添付すること。
賃 借 料	会場借上料(照明・冷暖房費含む)	使用した会場・施設の管理者・所有者の発行する請求明細書、領収書を添付すること。請求明細書がない場合は、利用日時が記載されている利用承認書等を提出する。
手 数 料	振込手数料	購入先の発行する領収書。単価・明細等を明記する。※各種競技大会への参加申し込み等は対象外とする。
保 険 料	スポーツ安全保険等	加入先の発行する領収書。単価・明細等を明記する。

< 注 意 事 項 >

- 経費の領収証等証拠書類は、各事業ごとに完備し領収書(コピー可)を提出すること。  
また、競技団体は、交付要綱第13条第2項により、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 領収書のあて名は競技団体名を記入すること